

令和 7 年 1 2 月市議会定例会

令和 7 年 1 1 月 2 5 日提 出

議 案

橋 本 市

議 案 目 録

承認第 1 号	専決処分事項の承認について(令和 7 年度橋本市一般会計 補正予算(第 6 号))	・・・P4
議案第 1 号	令和 7 年度橋本市一般会計補正予算(第 7 号)について	・・・P10
議案第 2 号	令和 7 年度橋本市国民健康保険特別会計補正予算(第 2 号) について	・・・P17
議案第 3 号	令和 7 年度橋本市介護保険特別会計補正予算(第 3 号)につ いて	・・・P22
議案第 4 号	令和 7 年度橋本市後期高齢者医療特別会計補正予算(第 3 号)について	・・・P27
議案第 5 号	令和 7 年度橋本市工業団地造成事業特別会計補正予算(第 3 号)について	・・・P31
議案第 6 号	令和 7 年度橋本市水道事業会計補正予算(第 1 号)について	・・・P35
議案第 7 号	令和 7 年度橋本市病院事業会計補正予算(第 2 号)について	・・・P37
議案第 8 号	橋本市立高野口中学校移転改築検討委員会条例について	・・・P40
議案第 9 号	橋本市たかつ学びの基金条例について	・・・P43
議案第 10 号	橋本市職員定数条例の一部を改正する条例について	・・・P45
議案第 11 号	橋本市火災予防条例の一部を改正する条例について	・・・P47
議案第 12 号	市道路線の廃止について	・・・P50

議案第 13 号	市道路線の変更について	……P53
議案第 14 号	市道路線の認定について	……P55
議案第 15 号	字の区域及び名称の変更について	……P57
議案第 16 号	公の施設の指定管理者の指定について	……P59
議案第 17 号	公の施設の指定管理者の指定について	……P60
議案第 18 号	公の施設の指定管理者の指定について	……P61

承認第 1 号

専決処分事項の承認について

令和 7 年度橋本市一般会計補正予算(第 6 号)について、急施を要するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり市長において専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会に報告し、承認を求める。

令和 7 年 11 月 25 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

専決処分について

令和 7 年度橋本市一般会計補正予算(第 6 号)について、急施を要するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり市長において専決処分する。

令和 7 年 9 月 29 日 専決

橋本市長 平木 哲朗

令和7年度 橋本市一般会計補正予算(第6号)

令和7年度橋本市の一般会計補正予算(第6号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ29,287千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31,784,606千円とする。

2 歳入歳出補正予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和7年9月29日 専決

橋本市長 平 木 哲 朗

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正
歳 入

款	項
13 分 担 金 及 び 負 担 金	
	1 分 担 金
15 国 庫 支 出 金	
	1 国 庫 負 担 金
16 県 支 出 金	
	2 県 補 助 金
19 繰 入 金	
	2 基 金 繰 入 金
22 市 債	
	1 市 債
歳 入 合 計	

(単位 : 千円)

補 正 前 の 額	補 正 額	計
119,509	2,347	121,856
3,914	2,347	6,261
5,034,062	10,791	5,044,853
3,050,476	10,791	3,061,267
2,464,867	1,447	2,466,314
754,560	1,447	756,007
3,316,834	1,202	3,318,036
3,288,396	1,202	3,289,598
1,281,700	13,500	1,295,200
1,281,700	13,500	1,295,200
31,755,319	29,287	31,784,606

歳 出

款	項
11 災 害 復 旧 費	
	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費
	2 公 共 土 木 施 設 災 害 復 旧 費
歳 出	合 計

(単位：千円)

補 正 前 の 額	補 正 額	計
24,544	29,287	53,831
5,343	6,909	12,252
8,867	22,378	31,245
31,755,319	29,287	31,784,606

第2表 地方債補正

(変更)

起債の目的	補正前			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
災害復旧事業	千円 13,400	証書借入又は証券発行	5.0% 以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。	借入先の融通条件による。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮もしくは繰上償還又は低利に借換えることができる。

補正後			
限度額	起債の方法	利率	償還の方法
千円 26,900	証書借入又は証券発行	5.0% 以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。	借入先の融通条件による。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮もしくは繰上償還又は低利に借換えることができる。

議案第 1 号

令和 7 年度橋本市一般会計補正予算(第 7 号)について

令和 7 年度橋本市一般会計補正予算(第 7 号)を、別紙のとおり議会の議決を
求める。

令和 7 年 11 月 25 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

令和 7 年度 橋本市一般会計補正予算（第 7 号）

令和 7 年度橋本市の一般会計補正予算（第 7 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 317,256 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 32,101,862 千円とする。

2 歳入歳出補正予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 7 年 11 月 25 日 提出

橋本市長 平 木 哲 朗

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正
歳 入

款	項
1 市 税	
	1 市 民 税
	2 固 定 資 産 税
	6 都 市 計 画 税
10 地 方 特 例 交 付 金	
	1 地 方 特 例 交 付 金
13 分 担 金 及 び 負 担 金	
	1 分 担 金
14 使 用 料 及 び 手 数 料	
	1 使 用 料
15 国 庫 支 出 金	
	1 国 庫 負 担 金
	2 国 庫 補 助 金
	3 委 託 金
16 県 支 出 金	
	1 県 負 担 金
	2 県 補 助 金
	3 委 託 金
18 寄 附 金	
	1 寄 附 金
19 繰 入 金	
	1 特 別 会 計 繰 入 金
	2 基 金 繰 入 金
20 繰 越 金	
	1 繰 越 金
21 諸 収 入	
	2 市 預 金 利 子
	4 受 託 事 業 収 入
	5 雑 入
22 市 債	
	1 市 債
歳 入 合 計	

(単位 : 千円)

補 正 前 の 額	補 正 額	計
6,994,076	372,219	7,366,295
2,937,471	250,719	3,188,190
3,026,428	117,000	3,143,428
398,702	4,500	403,202
45,528	878	44,650
45,528	878	44,650
121,856	1,987	123,843
6,261	1,987	8,248
376,246	379	376,625
266,729	379	267,108
5,044,853	100,104	4,944,749
3,061,267	104,988	2,956,279
1,956,746	4,699	1,961,445
26,840	185	27,025
2,466,314	51,269	2,517,583
1,394,519	35,596	1,430,115
756,007	15,626	771,633
315,788	47	315,835
574,502	11,800	586,302
574,502	11,800	586,302
3,318,036	192,148	3,125,888
28,438	78,484	106,922
3,289,598	270,632	3,018,966
1	53,232	53,233
1	53,232	53,233
704,944	101,200	806,144
1	623	624
56,362	1,850	58,212
629,083	98,727	727,810
1,295,200	18,300	1,313,500
1,295,200	18,300	1,313,500
31,784,606	317,256	32,101,862

歳 出

款	項
2 総務費	
	1 総務管理費
	2 人権対策費
	3 徴税費
	4 戸籍住民基本台帳費
3 民生費	
	1 社会福祉費
	2 児童福祉費
	3 生活保護費
4 衛生費	
	1 保健衛生費
	2 清掃費
6 農林水産業費	
	1 農業費
7 商工費	
	1 商工費
8 土木費	
	2 道路橋梁費
	3 河川費
9 消防費	
	1 消防費
10 教育費	
	1 教育総務費
	3 中学校費
	5 社会教育費
	6 保健体育費
11 災害復旧費	
	1 農林水産施設災害復旧費
歳出	合計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
3,910,222	25,840	3,936,062
3,185,064	24,446	3,209,510
15,748	55	15,803
324,600	554	325,154
159,349	785	160,134
12,325,772	199,662	12,525,434
6,522,547	297,007	6,819,554
5,088,544	196,716	4,891,828
714,679	99,371	814,050
3,131,079	50,917	3,181,996
787,440	17,128	804,568
1,262,376	33,789	1,296,165
851,693	5,745	857,438
765,150	5,745	770,895
1,273,246	609	1,273,855
1,273,246	609	1,273,855
2,053,755	25,820	2,079,575
544,022	24,170	568,192
22,477	1,650	24,127
2,158,940	146	2,159,086
2,158,940	146	2,159,086
2,769,289	6,180	2,775,469
845,693	300	845,993
227,548	140	227,688
628,076	5,387	633,463
780,048	353	780,401
53,831	2,337	56,168
12,252	2,337	14,589
31,784,606	317,256	32,101,862

第2表

債務負担行為補正

(追加)

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
市議会だより印刷	令和 7年度から令和 8年度まで	1,980
広報はしもと印刷	令和 7年度から令和 8年度まで	7,744
英語指導助手派遣事業	令和 7年度から令和 8年度まで	23,572
標準学力調査業務委託	令和 7年度から令和 8年度まで	2,584
スポーツテスト集計手数料	令和 7年度から令和 8年度まで	810
読解力向上教材費	令和 7年度から令和 8年度まで	997
通学タクシー借上	令和 7年度から令和 8年度まで	5,452
児童・生徒・教職員健診委託	令和 7年度から令和 8年度まで	6,462
耳鼻科健診器具滅菌手数料	令和 7年度から令和 8年度まで	247
通学バス運行委託	令和 7年度から令和 8年度まで	19,585
学校給食センター廃水処理 施設保守管理委託	令和 7年度から令和 8年度まで	4,727
学校給食センターLPガス燃料費	令和 7年度から令和 8年度まで	17,951
給食予定献立表印刷	令和 7年度から令和 8年度まで	1,100
成人保健事業検診委託	令和 7年度から令和 8年度まで	124,122
ふるさと納税印刷製本	令和 7年度から令和 8年度まで	1,089
市民活動サポートセンター 指定管理委託	令和 7年度から令和 8年度まで	8,673
会議録作成委託	令和 7年度から令和 9年度まで	1,656
運動公園指定管理委託	令和 7年度から令和10年度まで	253,816
産業文化会館・温水プール 指定管理委託	令和 7年度から令和10年度まで	188,688
設計積算システム利用	令和 7年度から令和12年度まで	16,490
Webフィルタリング利用	令和 7年度から令和12年度まで	35,530

第2表

債務負担行為補正

(追加)

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
GIGAスクール端末運用保守委託	令和 7年度から令和12年度まで	44,550
小中学校ICT活用推進事業	令和 7年度から令和12年度まで	158,400
業務システム環境サーバ構築事業	令和 7年度から令和13年度まで	271,555

第3表 地方債補正

(変更)

起債の目的	補正前			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共事業等	千円 18,800	証書借入又は証券発行	5.0% 以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。	借入先の融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮もしくは繰上償還又は低利に借換えることができる。
公共施設等適正管理推進事業	137,500			
緊急自然災害防止事業	17,900			

補正後			
限度額	起債の方法	利率	償還の方法
千円 18,200	証書借入又は証券発行	5.0% 以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。	借入先の融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮もしくは繰上償還又は低利に借換えることができる。
155,700			
18,600			

議案第 2 号

令和 7 年度橋本市国民健康保険特別会計補正予算(第 2 号)について

令和 7 年度橋本市国民健康保険特別会計補正予算(第 2 号)を、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和 7 年 11 月 25 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

令和 7 年度 橋本市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

令和 7 年度橋本市の国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 203,642 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7,133,648 千円とする。

2 歳入歳出補正予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

令和 7 年 11 月 25 日 提出

橋本市長 平 木 哲 朗

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正
歳 入

款		項
5 繰 入 金		
	1 一 般 会 計 繰 入 金	
6 繰 越 金		
	1 繰 越 金	
8 国 庫 支 出 金		
	1 国 庫 補 助 金	
歳 入 合 計		

(単位 : 千円)

補 正 前 の 額	補 正 額	計
517,139	14,101	531,240
517,139	14,101	531,240
12,475	189,522	201,997
12,475	189,522	201,997
38,442	19	38,461
38,442	19	38,461
6,930,006	203,642	7,133,648

歳 出

款	項
4 保 健 事 業 費	
	1 特 定 健 康 診 査 等 事 業 費
5 基 金 積 立 金	
	1 基 金 積 立 金
歳 出	合 計

(単位：千円)

補 正 前 の 額	補 正 額	計
91,115	4,328	95,443
71,817	4,328	76,145
16,258	199,314	215,572
16,258	199,314	215,572
6,930,006	203,642	7,133,648

債務負担行為で翌年度以降にわたるもの
又は、支出額見込及び当該年度以降の

事項	限度額	前年度末までの支出（見込）額	
		期間	金額
特定健康診査委託	53,372		

についての前年度末までの支出額
支出予定額等に関する調書

（単位：千円）

当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
		特定財源			一般財源
期間	金額	国県支出金	地方債	その他	
令和 7年度から 令和 8年度まで	53,372	20,726			32,646

議案第 3 号

令和 7 年度橋本市介護保険特別会計補正予算(第 3 号)について

令和 7 年度橋本市介護保険特別会計補正予算(第 3 号)を、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和 7 年 11 月 25 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

令和 7 年度 橋本市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）

令和 7 年度橋本市の介護保険特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 194,326 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6,852,949 千円とする。

2 歳入歳出補正予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

令和 7 年 11 月 25 日 提出

橋本市長 平 木 哲 朗

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正
歳 入

款		項
7 繰 入 金		
	1	一 般 会 計 繰 入 金
8 繰 越 金		
	1	繰 越 金
9 諸 収 入		
	2	雑 入
歳 入		合 計

(単位 : 千円)

補 正 前 の 額	補 正 額	計
1,279,996	2,825	1,282,821
1,095,513	2,825	1,098,338
13,667	189,927	203,594
13,667	189,927	203,594
7	1,574	1,581
5	1,574	1,579
6,658,623	194,326	6,852,949

歳 出

款	項
4 基 金 積 立 金	
	1 基 金 積 立 金
5 諸 支 出 金	
	2 繰 出 金
歳 出	合 計

(単位：千円)

補 正 前 の 額	補 正 額	計
21,523	147,982	169,505
21,523	147,982	169,505
35,429	46,344	81,773
19,160	46,344	65,504
6,658,623	194,326	6,852,949

第2表

債務負担行為補正

(追加)

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
げんきらり～自主運営教室 等保険	令和 7年度から令和 8年度まで	1,500
きらり(高齢者福祉広報紙) 印刷	令和 7年度から令和 8年度まで	484

議案第 4 号

令和 7 年度橋本市後期高齢者医療特別会計補正予算(第 3 号)について

令和 7 年度橋本市後期高齢者医療特別会計補正予算(第 3 号)を、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和 7 年 11 月 25 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

令和 7 年度 橋本市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）

令和 7 年度橋本市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 92,068 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,279,877 千円とする。

2 歳入歳出補正予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 11 月 25 日 提出

橋本市長 平 木 哲 朗

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正
歳 入

款	項
1 保 険 料	
	1 後 期 高 齢 者 医 療 保 険 料
3 繰 入 金	
	1 一 般 会 計 繰 入 金
4 繰 越 金	
	1 繰 越 金
5 諸 収 入	
	3 雑 入
歳 入 合 計	

(単位 : 千円)

補 正 前 の 額	補 正 額	計
961,381	40,824	1,002,205
961,381	40,824	1,002,205
1,220,500	2,126	1,218,374
1,220,500	2,126	1,218,374
1	27,011	27,012
1	27,011	27,012
2,141	26,359	28,500
269	26,359	26,628
2,187,809	92,068	2,279,877

歳 出

款	項
2 後期高齢者医療広域連合納付金	
	1 後期高齢者医療広域連合納付金
3 諸 支 出 金	
	2 繰 出 金
4 保 健 事 業 費	
	1 保 健 事 業 費
歳 出 合 計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
2,139,868	59,926	2,199,794
2,139,868	59,926	2,199,794
1,871	32,140	34,011
1	32,140	32,141
536	2	538
536	2	538
2,187,809	92,068	2,279,877

議案第 5 号

令和 7 年度橋本市工業団地造成事業特別会計補正予算(第 3 号)に
ついて

令和 7 年度橋本市工業団地造成事業特別会計補正予算(第 3 号)を、別紙のと
おり議会の議決を求める。

令和 7 年 11 月 25 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

令和 7 年度 橋本市工業団地造成事業特別会計補正予算(第 3 号)

令和 7 年度橋本市の工業団地造成事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6,732 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 538,946 千円とする。

2 歳入歳出補正予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 11 月 25 日 提出

橋本市長 平 木 哲 朗

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正
歳 入

款		項
4 繰 入 金		
	1 基 金 繰 入 金	
5 繰 越 金		
	1 繰 越 金	
歳 入 合 計		

(単位：千円)

補 正 前 の 額	補 正 額	計
277,388	281	277,669
277,388	281	277,669
1	6,451	6,452
1	6,451	6,452
532,214	6,732	538,946

歳 出

款	項
1 工 業 団 地 造 成 事 業 費	
	1 工 業 団 地 造 成 事 業 費
歳 出	合 計

(単位：千円)

補 正 前 の 額	補 正 額	計
519,434	6,732	526,166
519,434	6,732	526,166
532,214	6,732	538,946

議案第 6 号

令和 7 年度橋本市水道事業会計補正予算(第 1 号)について

令和 7 年度橋本市水道事業会計補正予算(第 1 号)を、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和 7 年 11 月 25 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

令和7年度 橋本市水道事業会計補正予算(第1号)

(総 則)

第1条 令和7年度橋本市水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(債務負担行為)

第2条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
浄水場薬品購入	令和7年度～令和8年度	76,281
水質検査委託	令和7年度～令和8年度	2,456

令和7年11月25日 提 出

橋本市長 平木 哲朗

議案第 7 号

令和 7 年度橋本市病院事業会計補正予算(第 2 号)について

令和 7 年度橋本市病院事業会計補正予算(第 2 号)を、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和 7 年 11 月 25 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

令和7年度 橋本市病院事業会計補正予算（第2号）

第1条 令和7年度橋本市病院事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和7年度橋本市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。なお、資金不足の解消に充てるため企業債（経営改善推進事業）1,000,000千円を借り入れる。

（収入）

（単位：千円）

科 目	既決予定額	補正額	計
第1款 病院事業収益	7,975,084	9,182	7,984,266
第1項 医業収益	6,895,045	6,585	6,901,630
第2項 医業外収益	804,085	2,408	806,493
第3項 訪問看護収益	74,074	179	74,253
第4項 特別利益	201,880	10	201,890

（支出）

（単位：千円）

科 目	既決予定額	補正額	計
第1款 病院事業費用	8,572,913	2,189	8,575,102
第1項 医業費用	8,344,476	2,189	8,346,665

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額557,366千円は過年度分損益勘定留保資金557,366千円で補てんするものとする。）

（収入）

（単位：千円）

科 目	既決予定額	補正額	計
第1款 資本的収入	1,639,534	△ 991,584	647,950
第2項 補助金	19,603	5,415	25,018
第3項 企業債	1,275,900	△ 1,000,000	275,900
第4項 投資	450	3,000	3,450
第5項 固定資産売却代金	0	1	1

(支出)

(単位：千円)

科 目	既決予定額	補正額	計
第1款 資本的支出	1,199,901	5,415	1,205,316
第1項 建設改良費	297,224	5,415	302,639

令和7年11月25日提出

橋本市長 平木 哲朗

議案第 8 号

橋本市立高野口中学校移転改築検討委員会条例について

橋本市立高野口中学校移転改築検討委員会条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

令和 7 年 11 月 25 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市立高野口中学校移転改築検討委員会条例

(設置)

第1条 橋本市立高野口中学校(以下「高野口中学校」という。)の移転改築について、総合的かつ計画的に推進するため、高野口中学校移転改築検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を検討し、答申するものとする。

- (1) 高野口中学校の移転改築用地の選定に関すること。
- (2) 高野口中学校の移転改築の基本計画に関すること。
- (3) その他高野口中学校移転改築に関して必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、委員20名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 教育関係者
- (3) 地域住民を代表する者
- (4) 保護者を代表する者
- (5) 学校関係者
- (6) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から第2条の規定による答申を終える日までとする。

2 委員が欠けた場合は、補欠の委員を置くことができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、それぞれ委員の互選により選任する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の

決するところによる。

(会議の公開)

第7条 会議は公開とする。ただし、委員長が必要と認めるときは、委員の過半数の同意により、会議を非公開とすることができる。

(意見聴取等)

第8条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(秘密保持)

第9条 委員及び前条の規定により会議に出席した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 9 号

橋本市たかつ学びの基金条例について

橋本市たかつ学びの基金条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

令和 7 年 11 月 25 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市たかつ学びの基金条例

(設置)

第1条 本市の職員に対し、人材育成等を行うための事業(以下「人材育成等事業」という。)の実施に必要な財源に充てるため、橋本市たかつ学びの基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 前条の目的のための寄附金は、基金として積み立てるものとする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により管理しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳入歳出現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 市長は、基金の設置の目的に応じ財政上必要があると認めるときは、基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 10 号

橋本市職員定数条例の一部を改正する条例について

橋本市職員定数条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

令和 7 年 11 月 25 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市職員定数条例の一部を改正する条例

橋本市職員定数条例(平成 18 年橋本市条例第 43 号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
(職員の定数) 第 2 条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。 (1)～(3) 略 (4) 消防職員 <u>85 人</u> (5)～(10) 略	(職員の定数) 第 2 条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。 (1)～(3) 略 (4) 消防職員 <u>82 人</u> (5)～(10) 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 11 号

橋本市火災予防条例の一部を改正する条例について

橋本市火災予防条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

令和 7 年 11 月 25 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市火災予防条例の一部を改正する条例

橋本市火災予防条例(平成18年橋本市条例第226号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
目次 第1章～第3章の2 略 第3章の3 林野火災の予防(第29条の8・第29条の9) 第4章～附則 略 (火災に関する警報の発令中における火の使用の制限) 第29条 <u>火災に関する警報(法第22条第3項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。)</u>が発せられた場合における火の使用については、次の各号に定めるところによらなければならない。 (1)～(6) 略 (住宅における火災の予防の推進) 第29条の7 略 第3章の3 林野火災の予防 (林野火災に関する注意報) 第29条の8 <u>市長は、気象の状況が山林、原野等における火災(以下「林野火災」という。)の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。</u> 2 <u>前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、市の区域内に在る者は、第29条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。</u> 3 <u>市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定</u>	目次 第1章～第3章の2 略 第4章～附則 略 (火災に関する警報の発令中における火の使用の制限) 第29条 <u>火災に関する警報</u>が発せられた場合における火の使用については、次の各号に定めるところによらなければならない。 (1)～(6) 略 <u>(7) 屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等をして行うこと。</u> (住宅における火災の予防の推進) 第29条の7 略

<u>による火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができる。</u> <u>(林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)</u> <u>第29条の9 市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、第29条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。</u> (火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出) 第45条 次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。 (1) 火災と紛らわしい煙又は火災を発するおそれのある<u>行為</u> (たき火を含む。) (2)～(6) 略 <u>2 消防長は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができる。</u>	(火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出) 第45条 次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。 (1) 火災と紛らわしい煙又は火災を発するおそれのある<u>行為</u> (2)～(6) 略
---	---

附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。

議案第 12 号

市道路線の廃止について

道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 10 条第 2 項の規定により、市道路線を別紙のとおり廃止したいので、同条第 3 項において準用する同法第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 11 月 25 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

廃止路線調書①

分類①	分類②	番 号	路線名称	起点 (から) 終点 (まで)	延 長 (M)	幅 員 (M)	備 考
全 部 廃 止	1	122	山内平野線	山内 平野256番地先	1369.20	1.8～5.0	

廃止路線調書②

分類①	分類②	新 旧	番号	路線名称	起点（から） 終点（まで）	延 長 (M)	幅 員 (M)	備 考
一 部 廃 止	2	新	465	平野西新田線	平野395-1番地先 平野400-1番地先	83.00	1.5～6.0	一部廃止 L=144.1
		旧	465	平野西新田線	平野 平野	227.10	1.0～6.5	
	3	新	493	あやめ池線	山内1246-4番地先 山内1261-1番地先	180.00	1.6～6.7	一部廃止 L=644.7
		旧	493	あやめ池線	山内1245-2番地先 山内	824.70	1.6～2.4	
	4	新	494	大山線	山内63-3番地先 山内4-2番地先	370.00	1.6～3.0	一部廃止 L=624.5
		旧	494	大山線	山内63-3番地先 山内1135番地先	994.50	1.6～3.0	
	5	新	495	車越線	山内1099-1番地先 山内1139番地先	118.00	1.7～3.0	一部廃止 L=339
		旧	495	車越線	山内1099-1番地先 平野	457.00	1.0～6.0	

議案第 13 号

市道路線の変更について

道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 10 条第 2 項の規定により、市道路線を別紙のとおり変更したいので、同条第 3 項において準用する同法第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 11 月 25 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

変 更 路 線 調 書

分類	新 旧	番 号	路線名称	起点 (から) 終点 (まで)	延 長 (M)	幅 員 (M)	備 考
1	新	496	大聖寺線	山内1112-1番地先 山内2150番地先	409.80	2.0~4.5	
	旧	496	大聖寺線	山内112-1番地先 平野1163-1番地先	743.50	2.0~4.5	
2	新	1827	神野々吉原線	神野々521-2番地先 吉原941-5番地先	909.40	3.8~8.6	
	旧	1827	神野々吉原線	神野々521-2番地先 神野々474番地先	346.40	4.1~7.3	

議案第 14 号

市道路線の認定について

道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 8 条第 1 項の規定により、市道路線を別紙のとおり認定したいので、同条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 11 月 25 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

認 定 路 線 調 書

分 類	番 号	路線名称	起点（から） 終点（まで）	延 長 (M)	幅 員 (M)	備 考
1	1841	あやの台78号線	あやの台五丁目107番地先 あやの台五丁目107番地先	629.50	8.0	
2	1842	あやの台79号線	あやの台五丁目108番地先 あやの台五丁目108番地先	115.80	8.0	
3	1843	あやの台80号線	あやの台五丁目110番地先 あやの台五丁目110番地先	268.50	8.0	
4	1844	あやの台81号線	あやの台四丁目55番地先 あやの台四丁目55番地先	361.30	8.0	
5	1845	山内あやの台線	山内192-1番地先 あやの台五丁目110番地先	407.10	1.8～4.5	
6	1846	あやの台平野線	あやの台四丁目56番地先 平野253-2番地先	663.20	5.0～8.0	
7	1847	平野1号線	平野381-1番地先 平野702番地先	130.00	2.0～7.0	
8	1848	柱本幹線	柱本66-8番地先 柱本972-2番地先	3329.30	5.7～44.7	
9	1849	光陽台歩専10号線	柱本5-23番地先 柱本5-22番地先	19.70	2.1	

議案第 15 号

字の区域及び名称の変更について

土地区画整理法(昭和 29 年法律第 119 号)第 103 条第 4 項の規定による南海橋本林間田園都市第三—3 地区土地区画整理事業(1 工区)についての換地処分の公告があった日の翌日から、本市内の字の区域及び名称を別紙のとおり変更したので、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条第 1 項の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 11 月 25 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

変 更 調 書

あやの台三丁目に編入し、小字を廃止する区域

大 字	小 字	地 番
隅田町垂井	死手谷	155-16
隅田町垂井	池之内	338-8、 338-11、 341-2、 341-3 351-1、 351-2
隅田町真土	丸垣内	593-7、 593-8、 593-9、 593-10
隅田町真土	中畑	667-5、 668-1、 669-1、 670 671-1、 678-3、 679-2、 680-4 680-25、 680-27、 680-28、 680-128 680-130、 680-140、 680-141、 680-143 680-147
隅田町山内	菖蒲	1135-35

地番については、令和7年4月30日現在の地番である。

議案第 16 号

公の施設の指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定したいので、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 11 月 25 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

記

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設
橋本市市民活動サポートセンター
- 2 指定管理者に指定する団体等
所在地 橋本市東家一丁目 3 番 1 号
名 称 社会福祉法人 橋本市社会福祉協議会
- 3 指定する期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

議案第 17 号

公の施設の指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定したいので、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 11 月 25 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

記

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設
橋本市運動公園
- 2 指定管理者に指定する団体等
所在地 橋本市清水 543 番地 1
名 称 公益財団法人 橋本市文化スポーツ振興公社
- 3 指定する期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

議案第 18 号

公の施設の指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定したいので、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 11 月 25 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

記

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設
橋本市産業文化会館・橋本市温水プール
- 2 指定管理者に指定する団体等
所在地 橋本市清水 543 番地 1
名 称 公益財団法人 橋本市文化スポーツ振興公社
- 3 指定する期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで